

第3回佐呂間町議会定例会 第2号

令和2年9月29日（火曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 認定第 1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について
(第3回定例会 令和2年9月23日付託 決算審査特別委員会報告)
- 4 議案第 5号 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 5 議案第 6号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 7 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 8 議案第 9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 9 議案第10号 第5期佐呂間町総合計画の策定について
- 10 議案第11号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 11 議案第 1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）
- 12 議案第 2号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 3号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 4号 令和2年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 16 議案第12号 損害賠償の額の決定について

○出席議員（10名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 山内 一 弘 君 | 2番 高橋 紀 久 君 |
| 3番 船木 司 君 | 4番 土田 剛 君 |
| 5番 小松 正義 君 | 6番 加賀屋 修 君 |
| 7番 佐藤 昭 男 君 | 8番 但木 早 苗 君 |
| 9番 三田 真 美 君 | 10番 吉野 正 剛 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	武 田 温 友 君
会 計 管 理 者	海 辺 雅 裕 君
総 務 課 長	玉 井 伸 一 君
総務課長補佐	藤 原 幹 也 君
企画財政課長	久 米 修 一 君
企画財政課長補佐	山 原 光 広 君
企画財政課長補佐	土 本 千 晶 君
町 民 課 長	渡 部 りよ子 君
保健福祉課長	兼 平 茂 雄 君
保健福祉課参事	斎 藤 博 君
農 務 課 長	中 村 直 樹 君
経 済 課 長	菊 地 直 秀 君
建 設 課 長	桑 島 孝 之 君
建 設 課 参 事	鶴 田 俊 洋 君
愛 の 園 園 長	片 岡 満 之 君
保 育 所 長	安 藤 誠 司 君
教 育 長	仲 川 倫 則 君
管 理 課 長 兼	
学 校 給 食	永 野 正 君
セ ン タ ー 所 長	
社 会 教 育 課 長 兼	
武 道 館 ・ 温 水	土 門 武 史 君
プ ー ル 館 長	
図 書 館 長	林 洋 樹 君
農 委 事 務 局 長	中 村 直 樹 君
代 表 監 査 委 員	川 又 則 之 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 英 樹 君
庶 務 係 長	飯 田 篤 史 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届出等の議員はございません。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
本定例会に提出された追加議件は、理事者よりの提出案件、議案1件、同意2件、議会よりの提出案件、意見案3件、報告1件です。
会期中における議会の動向につきましては、9月23日午前10時57分から総務福祉常任委員会が、午前11時4分から産業文教常任委員会が開催されております。また、9月24日午前10時から決算特別委員会、昨日午前10時から議会運営委員会が開催されております。
以上です。
- 議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、但木議員、9番、三田議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 議長（吉野正剛君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問は、回数に制限を設けておりませんが、質問に当たりましては質問要旨を具体的かつ簡明に願いたいと思います。
順番に発言を許します。
7番。
- 7番（佐藤昭男君） それでは、改めましておはようございます。まずもって長年の念願であった武田町長、町長就任おめでとうでございます。心からお祝い申し上げます。これからも地方自治の本旨である町民の福祉向上と町のさらなる発展に向け、新しい佐呂間町の創造に全力で取り組んでいただきたい。
それでは、通告してありました一般質問に入ります。新型コロナウイルス感染症による林

産業への影響について。新型コロナウイルス感染拡大の影響で自動車部品などの輸出用の梱包材や新築住宅の建材需要の減少から伐採量が減少しているが、本町の町有林、民有林の木材価格の影響はどのようになっているか伺います。また、森林作業員の仕事を確保するために伐採が必要だと思うが、加工場では受入れをどのように対応しているのか。さらに、このことによる植林計画への影響についてなど、町長の所信表明にある活力ある森林体系をどう維持していくのかをお伺いいたします。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） まず、お祝いの言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。私の所信表明に基づきまして4年間しっかりと頑張っていきたいと思っております。今回は、私にとりまして初の定例町議会、初の一般質問でありまして、その中の最初の答弁であります。私の人生の新たな第一歩といたしまして心に刻んで答弁をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国全体における輸出は前年比14.8%の減少となっており、特に一般機械については16.8%、自動車部品に至っては21%のそれぞれ減少となっております。また、国内における木造住宅の着工戸数も前年対比11.8%の減少となり、本町生産木材を含む国内の木材需要に大きな影響が出ているところであります。このような中ではありますが、本町における素材生産状況につきましては、4月から8月までの森林組合出荷量の推移でありますけれども、前年同期に比べまして2,227立方メートル、率にして16.5%の増加となっております。また、民有林における伐採届の状況であります。昨年度1年間の届出件数12件、伐採面積10.78ヘクタールに対し、本年度は8月までに8件、伐採面積11.32ヘクタールが届出をされておまして、町有林と合わせまして昨年同様の生産量となる予定であります。価格については、8月までは昨年販売価格と同程度で推移しておりましたが、9月に入り在庫調整による需要低迷により急激な価格下落が始まり、今後も一定の期間価格低迷が予想をされております。この価格低迷により、素材生産の採算性悪化は今後の民有林における伐採量に大きな影響を及ぼすことが予想され、世界経済の回復による価格回復に期待をしているところであります。

森林作業員の仕事確保についてであります。本町における森林作業員は現在4名おり、町外の事業所において就労しておりますが、さきに述べましたように現在のところ伐採量は前年を上回る状況であります。今後木材価格の状況により伐採量の減少による仕事量の減少に対しましては、下草刈りや枝打ちなど森林保育事業に転換されることが予想されております。また、各木材加工場におきましては、製品需要が低迷する中、部分的な休業や生産量の縮小など操業計画の変更など対応しておりますが、原木での在庫積み増しなどにより経営上可能な限り受入れに協力をいただいているところであります。伐採量の減少は、森林計画など森林の更新計画にも影響するものであります。町有林も含め町全体の伐採量を計画的に確保をしてまいりたいと考えております。産業、環境、防災など森林の多面的な機能を維持しながら未来にわたって豊かな森林整備を進めるため、植えて、育てて、切っ

て、使って、また植えるを基本理念にしまして、関係機関及び山林所有者と協力をして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 7番。

○7番（佐藤昭男君） ただいま町長の答弁を聞いておりますと、伐採量も昨年と同様に木材は切られていると、そして価格も多少は低迷しているけれども、何とか維持をしているということで安堵しているわけです。町有林の関係でお聞きしたいのですけれども、今年は12町ほどの皆伐をするということ聞いておりますけれども、また皆伐12ヘクタールするということで、残りが伐期が来ている面積がかなりの面積がまだ残っているということなのですけれども、今後計画的にどういうふうに、一遍に切るわけにもいかないだろうし、どういう計画的に皆伐をしていくのかもお聞きしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） 現在伐期を迎えている町有林は886ヘクタールございます。町有林全体の面積が1,635ヘクタールと半数近い数字が伐期を迎えている状況にありまして、本年度の伐採は12,39ヘクタールということで計画的に伐採を進めているところではありますが、さらに民有林との兼ね合いの中で一定量の伐採量を確保して進めてまいりたいと思います。この中には地形と環境との取り合い等もありまして、今後令和5年までの間の伐採計画に沿って今のところ進めていく予定であります。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 7番。

○7番（佐藤昭男君） 今課長から答弁があったように、886ヘクタールの伐期が来ている山林があるということで、植林したときが一緒だったのかもしれませんが、今後計画的に、伐期時期が来ている木は何年も置いておくわけにもいかないだろうし、町有林は町の貴重な財産であるので、今後付加価値を高めるためにも適期の作業というか、伐期を怠らないような活力ある森林体系の維持を行っていただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 町有林の全体面積の約半数が伐期を迎えているということでありまして、議員のお考えのとおり、これを全て伐採していくということは計画の中でも難しいという状況であります。これは伐採した部分をさらに植林をしていくというような、植林に関する補助事業ということも計画的に考えていきながら伐採していくことでもありますし、特にまとめて木を切るということは環境上、自然の循環ということで、降った雨がサロマ湖に流れ、山の栄養がサロマ湖のホタテの栄養にもなるというような循環にもなっておりますので、環境面を考えた中で森林計画に基づいた森林管理ということでこれからも継続してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 7番。

○7番（佐藤昭男君） ただいまの町長の答弁、今後とも計画的に森林体系の維持を行っていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで佐藤議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

8番。

○8番（但木早苗君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

所信表明を受けてということであります。新町長より発表されました所信表明によって7つの基本政策が示されました。前例にとられることなく、7つの基本政策の下、全力で取り組んでいくとありますので、以下について質問を行いたいと思います。

1つ目であります。基本政策の1点目、医療体系と予防医療の充実についてとありますが、この中で円滑な救急搬送受入れと迅速、的確な治療をとあえて言うておりますけれども、今の救急搬送にどのような課題があるのか、もしあるとしたらどのように改善しようとしているのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） それでは、お答えをさせていただきます。

所信表明で申し上げました基本政策の1つ目、医療体制と予防医療の充実にあります円滑な救急搬送受入れと迅速、的確な治療をについてであります。急激な体調悪化等によりまして救急搬送を要請をしまして救急隊員が到着、病状を確認をしまして救急搬送先を選択する場合に、優先されるのは過去に受診したことのある医療機関、すなわちカルテのある医療機関が引き受けてくれるという確率が高いというような実態があります。この場合、町外の主要医療機関に通院をしておりますカルテの残っている患者さんは円滑に受入れ先が決まる傾向にありますけれども、通院歴のない患者さんの場合につきましては受入れ先の医療機関が決定するまでに時間を要するケースもあると聞いております。

今回の町長選挙に向けた活動を通じまして、町民の皆様からはクリニックさろまは今後も継続して運営してくれるのかという不安の声やご質問をたくさんいただきました。さらには高齢者世帯、独り暮らし世帯の増加によりまして救急搬送時に病状であったり服薬状況などの確認が難しい高齢者も今後増えてくることが予想されます。このようなことから、町内唯一の医療機関であります町立診療所クリニックさろまに通院している方が救急搬送を要請した場合に、これは事前の本人の同意が原則になりますけれども、救急搬送先の医療機関でクリニックさろまのカルテ情報を確認できるという体制を整えることによりまして、クリニックさろまと町外主要医療機関との連携を強化していきたいと考えております。要するにクリニックさろまにかかっている患者さんであれば迅速に救急搬送を受け入れてもらうことができ、カルテ情報によつて的確な救急措置ができるというシステムをつくり上げていくというものであります。この患者情報共有ネットワークの構築につきましては、北海道が平成28年12月に策定をいたしました北海道地域医療構想にも掲載をされているもの

でありまして、令和3年3月で期限を迎える現行の過疎地域自立促進特別措置法の後継となます今後の過疎対策の基本的な考え方、これは現状では素案ではありますが、この中にありましても過疎地域の可能性を広げる新たな潮流としまして情報通信技術を活用した遠隔医療等過疎地域の条件、不利性の克服に向けた項目も含まれているものであります。佐呂間町では、高齢者福祉対策としましてQRコードに通院先の医療機関名であったり持病などを入力しました高齢者あんしんQR事業を進めておりますが、QR情報だけでは解決のできない安心の本質を求めるべき政策としまして、まだまだこれは課題は多くありますけれども、関係医療機関であったり北海道、厚生労働省などとの調整、連携によりまして実現をしてみたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） これまでの救急搬送で日赤であったり遠軽であったりにかかっている患者さんは、患者の希望でそちらへすぐクリニックに入らなくても行けるといふうには聞いておりましたけれども、町長から今答弁の中にありましたカルテのない患者さん、本当に行き先が決まるまで時間がかかっていたというお話も聞いておりました。命に関わる救急搬送の場合もあるかと思しますので、今町長が答弁されたカルテがなくても本当に急を要する救急搬送の場合的確に行き先が決まるという、そういう医療機関同士の連携というのが本当に重要になってくるのかなというふうに思っておりますので、ここは時間をかけずに話を進めていっていただければ住民も安心して、何があってもすぐ診てもらえるという安心感というのは生まれてくるのかなというふうに思っておりますので、そこのところはなかなか時間もかかるのかもしれないけれども、時間をかけないで体制づくりをと願うものでありますけれども、この話は町長になってからまだ間もないとは思いますが、少しは可能性としてはあるというふうに町長はお考えですか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 迅速な体系づくりというようなご意見でありますけれども、これはなるべく早く体制をつくることによりまして町民の方々に安心を提供できるということでもありますので、早速各関係機関のほうとは連携を進めていきたいと思っておりますけれども、まずこの方法としましては電子カルテということで、クリニックさるまも電子カルテが入っておりますし、今は主要な医療機関であれば電子カルテが入っているという状況であると思っております。会社が違うだとかというようないろんな課題はあると思っておりますけれども、電子カルテの連携によりまして、総合病院であれば救急搬送先というのは救急医療の部署になりますので、救急医療の処置室の中には佐呂間のクリニックとつながったようなパソコンがあって、それで電子カルテの連携が図れるですとか、例えばそれが難しいということであればタブレット端末を救急車の中から全部活用していただくとかの方法も考えられると思っておりますので、いろんな手段の中で、これは私の中でもまずイの一番の政策というようなことで考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） ただいま町長からイの一番にというふうな答弁もいただきましたので、住民の命に関わる医療体制充実に向けてぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2点目に入りたいと思います。基本政策の2点目、福祉、子育て環境の充実について。ここでは85歳以上の高齢者と自動車免許証返納高齢者を対象にした無料ハイヤー利用制度と医療機関への入退院時などにハイヤー運賃の一部を助成する制度の創設をうたっておりますが、対象となる高齢者にとっては一日も早い制度創設を願っているものと思っています。新制度の創設をいつ頃と考えているか、まず初めにお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） それでは、お答えをさせていただきます。

所信表明で申し上げました基本政策の2つ目でありますけれども、福祉、子育て環境の充実にあります2つの無料ハイヤー利用制度についてであります。1つ目は85歳以上の高齢者と自動車運転免許証返納高齢者を対象にしました無料ハイヤーの助成制度であります。現在はふれあいタクシーとしまして佐呂間市街地から2キロ以上離れた地域に住んでいる65歳以上の高齢者を対象としまして、地域別にして1週間に1回午前中に利用できる制度としまして創設以来10年が経過しまして、地域の高齢者に定着をしているところであります。しかし、週に1回午前中のみの利用、さらには2キロ以上離れた場所に住んでいるという制限がありまして、利用に不便を来しているだけではなく、2キロ以内に住んでいる高齢者からも利用の要望が多くありました。さらには健康寿命の延伸によりまして85歳を超えるご長寿高齢者が夫婦世帯であったり、おひとり暮らしであったりというような在宅での生活している実態も多く見られるようになりまして、超高齢者の足の確保というのは喫緊の課題でありました。このことから、居住している距離に関係なく、一応の目安としまして85歳以上の高齢者の方には家族構成にかかわらず、回数の限定にはなりませんけれども、無料でハイヤーが利用できる制度をつくりまして、いつまでも住み慣れた家で健康で生活できる支援をしてまいりたいと考えております。ただし、本件につきましては今後ハイヤー会社との協議を行っていくわけでありまして、現行のふれあいタクシーの運行に支障のない体制を考慮をしていかなければなりませんので、事前予約制になるというようなことも想定されると思います。また、自動車運転免許証返納高齢者を加えたのは、やはり今回の町長選挙に向けた活動の中におきまして、どのタイミングで運転免許証を返納しようかと悩んでいる高齢者、返納を両親に伝えたらいいのかというようなお悩みの家族もたくさんいるというようなことの意味を反映したものでありまして、安心して返納ができる節目にさせていただきたいという思いも込めたものであります。

そして、2つ目の家族等の送迎者がいらっしゃらない高齢者が救急搬送時に入院とならず、自宅へ帰される場合であったり、医療機関への入退院時などたくさんの荷物を持った移動となる場合を想定しまして、ハイヤー運賃の一部を助成する制度であります。これも以前から要望の上がっていたものでありまして、高齢者世帯の増加であったり町内や近隣の市

町村に支援を受けられる家族がない場合も今後は増え続けることが予測されることから、在宅高齢者支援制度としまして必要なものと判断をしたものであります。これにつきましては町外の医療機関と自宅までの区間のハイヤー運賃の一部助成になりますが、一度全額をお支払いいただきまして、後日領収証に記載されている金額から2,000円程度を差し引いた額を支給してまいりたいと思っております。自己負担となります2,000円の基準につきましては、町内区間でハイヤーを利用した場合の必要額の目安ということでありまして、最終的な自己負担額等につきましては今後担当者間で決定をしていきたいと思っております。

この2つの制度につきましては、今後令和3年度当初予算への計上に向けまして担当課におきまして細部の協議、調整を進めまして、令和3年4月より事業をスタートさせてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） ふれあいバスの運行に当たって、デマンドタクシーも、そういうものも整備はされましたけれども、先ほど町長がおっしゃいましたように、週1で地域が限定されて、様々な限定があるデマンドタクシーの利用。でも、なかなかやっぱり不便さもここにはあるのかなというふうに、町長もおっしゃっていましたが、なかなかそういうふうに限定されてしまうと、利用というのは自分が行きたいときに行けないというふうなことになってくるのかなというふうに思います。今回の町長が打ち出してきたこの新しい制度の創設にあっては、本当に高齢者の皆さんがもう少し自分の気持ちに沿った行動ができるような足というふうなものもその中にぜひとも組み入れてほしいなというふうに思っています。また、さらに4月から、新年度から行いたいということでありましたけれども、今きっと中身を詰めている状況かなというふうに思いますけれども、この創設に当たってはぜひとも利用者が使い勝手がいいように、いろんな制度の中では申請主義で還付を受けるような、そういうものも随分あるかと思っておりますけれども、やはりそこは高齢者、なかなか大変になってくるのかなと思います。事前に手続が簡便になるような、本当に自己負担額だけで済むような、そういう利用の仕方がもしできるのであれば、そこら辺も検討して中身を詰めていっていただきたいなど、こういうふうに思いますけれども、可能でしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 2つの制度の中の部分のご要望というようなご質問でありますけれども、まず無料の町内でのハイヤーの利用の拡大ということで申し上げますと、初めにも申し上げましたけれども、利用の中で不便な部分があったということであり、それをもう少し利用しやすいような環境にしていくということでもありますけれども、これは今の高齢化の時代の中で、なおかつ介護の施設面での枠というような部分も介護の従事者不足から、今後やっぱり多くは望めないというような中で、いかに健康で在宅で生活していただけるかということを中心に考えていかなければならない中での支援としては必要な部分であると思

っておりますので、優先的に考えていきたいというふうに思っていますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今もハイヤー会社におきましても従業員不足だとかというような中で、なおかつふれあいバスであったり現状のふれあいタクシーの運行というものを行っておりますので、その辺の中でどういった形で、利用もどれだけ増えてくるかというようなこともまだまだこれからの状況になってきますので、まずはどれだけの対象者がいるかというような把握の中から利用の状況というようなものを推測をしていきながら具体的な部分を詰めていきたいと思っております。

2つ目の入退院時の部分の利用でありますけれども、これは制度をつくりましても、きちんと制度周知して理解していただかなければならない部分もありますので、きちんと早く制度を決めた中で住民周知という部分も早急に執り行って、来年4月から高齢者の方々が安心していただけるような政策につくり上げていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 今年度も残り少なくなっておりまして、新しい制度の創設も来年4月からというふうにお聞きしましたので、ぜひとも利用者にとって本当に利用しやすい制度をこの残りの半年で練り上げていってほしいなと思います。

それでは、3点目に入りたいと思います。3点目は、基本政策6番目の町民が主役で暮らしやすいまちづくりの推進についてであります。世代を超えてまちづくりの関心を高めるため、まちづくり懇談会などを通じて町民の声をまちづくりに反映していくとあります。これまでも希望地域による町政懇談会などはありましたけれども、この基本政策を読みまして、きっとこれとは違う、全く異なる懇談会になるのかなというふうに読み取ったわけですが、町長はどのような形で取り組もうとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 所信表明で申し上げました基本政策の6つ目でありますけれども、町民が主役で暮らしやすいまちづくりの推進の中にあります世代を超えてまちづくりの関心を高めるため、まちづくり懇談会などを通じて町民の声をまちづくりに反映していくことについてでありますけれども、何度も申し上げますとおり、4月から8月までの5か月間、多くの町民の皆様と対話ができたということは私の人生にとってもとても有意義なものでありました。中でも今までに町政に関心の薄かった青年層の方々も佐呂間町のまちづくりに関心を持っていただきまして、自分の考えを発言できるような機会になったと思っております。何かのきっかけがあれば自分の思いを伝えていきたいというような強い思いというのは誰もが持っているものだとことを痛感しまして、今までにそのような機会が少なかったのではないかとということも私自身考えさせられたところであります。これは選挙があるときだけに必要なものではなくて、継続をして考えていかなければならない重要なものではないかと思っております。現状では自治会懇談会であったり町議会の議会懇談会などがありますけれども、さらに各種団体であったり地域単位での会合などの中

で町民の皆様と膝を交えて話し合いを持つ町民懇談会などの機会をつくりまして、所信表明にあるとおり相互理解の下で町民とともに町民と行政との協働によるまちづくりによって絆を深めていきたいと考えております。

重要なのは町民が主役で主体性を持ったまちづくりではないかと思っております。総合計画の策定など町が主催する審議会なども当然重要なものでありますけれども、今回12年ぶりとなりました町長選挙が一つの起爆剤となりまして、町民の皆様がまちづくりについて議論する主体的な活動を始めようという機運が高まることに期待をしておるところでありますし、当然そうした活動の中には町も最大限の支援をしてみたいと考えております。もっともっと気楽に話し合いを持てる場をつくって、まちづくりに対しまして活発な議論ができる町にしていきたいと思っております。しかし、町民の皆様からの要望につきまして、公共性であったり重要度などを協議して必要なものを具現化していくのは行政と議会とが車の両輪の関係をもって町民の皆様の負託に応えていかなければならないものだと考えております。議員各位には佐呂間町民の心を一つにして、町民みんなで町を発展していくという理念に対しまして今まで以上にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。答弁と代えさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 議会も議会懇談会はやっておりますけれども、参加者は横ばいになっております。平たい、本当に気楽な懇談会というふうに町長は今おっしゃいましたが、なかなか町民のほうもそういうことにまだ慣れていないのではないかなというふうに思っています。どうしても懇談会だったりすると構えてしまうような、対面してしまうような、そんなような気持ちが町民の中にもあるとしたら、なかなか砕けた、本当に話というのが出てくるまでには相当時間も要するのではないかなというふうに思うわけです。でも、これ場数を踏まないと、なかなか町民のほうにもそういうことに慣れていくということもないのかと思いますので、ぜひともきめ細かく、本当に小さな地域単位でもいいです。きめ細かく町民と膝を突き詰めて、それこそ気楽に、自分が今地域で抱えている問題、自分が抱えている問題が気楽に出せるような、そういうことをぜひともやっていただきたいというふうに私も思っております。どのような形で、具体的な進め方というのはまだ町長のほうから出ませんでしたけれども、今の時点で町長が描いている懇談会はどのような形でしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 佐呂間町の中での今の課題としましては、議員のお考えのとおりだと思っております。自分たちの意見を自分のほうから主体的に話す機会というのが少なかったのかなというふうに思っておりますし、例えば今までの、先ほどの答弁にもありましたけれども、町が主催する自治会懇談会などにつきましても、提唱はしますけれども、開催していただける自治会が少ないというような状況もありますし、例えばこれからを考えまして町がまちづくり懇談会を開くので来てくださいだとかというような形で行政側が主体的にすることによって、またどれぐらいの人が集まってくれるだろうかというような不安も

まずあるわけでありますけれども、ですからそういった中で人が集まっていたけるよう
なまず地盤づくりからつくっていくことがやっぱり大切ではないのかなというふうに思っ
ておりますので、まずは町内の、それは地域であったり、団体であったりということではあ
ると思えますけれども、小さな組織の中で総会ですとかいろいろな会合があると思えますの
で、その中でも今までも町のほうからもいろいろ挨拶というような形で参加したりはして
きておりますけれども、そういった中でもっとも団体であったり地域の意見だとかと
いうのを交換できる場をつくっていただいて、私たちもそういう場で意見交換をしましょ
うというような提唱もしたいと思えますし、そういった地盤づくりの中から理想としては
住民が主体となったまちづくりを考える地域組織などつくっていただければいいなというふう
に考えております。

答弁は以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 町長がこの選挙戦を通じて青年層の人たちとの関係が深まったのか
なというようなことでありましたけれども、今本当にどんな選挙をしても青年層というの
は政治に関心が薄いというふうに言われておりますが、この佐呂間町、次を担っていく青年
層の人たちがこの選挙戦を通じてそういうことへ関心を持たれたということは一つの大き
なきっかけになるのかなというふうに思います。ぜひともこの懇談会が、すぐ今日やって明
日成果が出るわけではありませんけれども、地道な懇談会、それが必要になってくるかと思
います。佐呂間町の将来を考える一つの手だてとして、ぜひともここは町長には踏ん張って
いただいて、懇談会、本当に町民も慣れていくという、そういう土台づくりをぜひともやっ
ていただきたいということを訴えまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（吉野正剛君） 以上で但木議員の一般質問を終わります。

時間は1時間経過しておりませんが、三田議員の一般質問に入る前に、時間が中途半端に
なってしまうので、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番。

○9番（三田真美君） それでは、これより武田新町長に一般質問をさせていただきます。

通告にあります3点について質問させていただきます。まず、1点目ではありますが、イン
フルエンザ予防接種についてです。最近新型コロナウイルスの感染者は少し減少している
ように見えますけれども、世界中を見ると感染者、また死亡者も増える国もある中で、また
10月より外国人の受入れが始まるということで、これからの我が国の感染者数がどうい

うふうに推移していくかというのはまだまだ未知数ではあると思います。その中で、これから秋、冬に向かいインフルエンザの流行なども予想されます。今は手洗い、うがいなど十分に行っているのですが、去年は9月には千何人患者がいたそうですが、今年は3名だけという1桁のインフルエンザの数の報告しかないということでもありますけれども、高齢者などは様々な疾患を持った方も多く、インフルエンザに感染すると重症化するリスクをなくするためにも高齢者に対するインフルエンザ予防接種の無料化をすることがよいと思います。既にクリニックさろまでは9月1日より予防接種の受付を始めて今月いっぱいまで受付は終わりますが、高齢者のほうの無料化に対して町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） インフルエンザの予防接種についてでありますけれども、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの方が予防接種法に基づく定期接種の対象となっております、これは流行阻止の効果は示されておられませんけれども、重症化防止の効果があるとされることから、自らの意思と責任で接種を希望する場合に行うということになっております。基礎疾患を持った高齢者がインフルエンザに罹患をしまして重症化するリスクをなくするために予防接種費用を無料化にすることがよいのではないかとのご質問であります、本町ではインフルエンザ予防接種費用助成要綱を定めましてインフルエンザ予防接種費用の2分の1の額を限度としまして助成を行っております。令和元年度の実績では1,455名の方が予防接種を受けておりました、接種料金3,900円のうち助成額は1,900円でありまして、合計で241万3,800円を助成をしております。本年度におきましても10月からの予防接種開始に向けまして既に広報サロマ8月号の中で9月から予約を開始する周知を行っており、さらに広報サロマ9月号ではインフルエンザ予防接種費用の助成についてのお知らせをともにチラシ折り込みを入れまして配布をしております、予約の受付から費用の助成につきまして既に周知を行っていることから、本年度におきましては現行どおりの形で実施をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今後これからコロナウイルスがどういうふうに感染者の人員が推移していくか分かりませんが、今年度はもう周知をされたということで、佐呂間町インフルエンザ予防接種の助成要綱に沿った形で助成をするということをもう周知したということでもあります。このまま来年度も感染者などが多く、高齢者がインフルエンザにかかるリスク、または医療機関でインフルエンザ等で熱があつてということになると、クリニックさろまなどもお医者さんが2名ということですし、動線もそんなにたくさんあるわけではないので、そういう意味では今後來年度も状況に向けては高齢者または今小中高も助成していますよね。若い世代は大丈夫というふうにはなっておりますけれども、幼児とかいろんな部分に関して近隣町村でも65歳以上は無料化しているところもありますので、来年度に向けてはそういうことを少しずつ考えていくというお考えはありますでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平茂雄君） お答えします。

コロナ禍の状況の中で全国的にもインフルエンザ予防接種、これを無料にする自治体もございます。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使った措置でありまして、今年度限りの無料化となっております。本町におきましては現在の交付限度額までの実施計画、これを既に作成しておりまして、この交付金を使用して予防接種の無料化、これを実施するという事になれば既に計画している事業費分、こちらを減額して変更しなければならないということとなります。予算の補正も伴うこともありますので、インフルエンザ予防接種におきましては現行どおり実施することをご理解願いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 答弁については理解をいたしました。来年度についても国のほうから特別交付金などが出る場合においては、また少しずつ考えていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。2点目、佐呂間高校への支援についてであります。町長の所信表明で佐呂間高校から4年制大学への入学者に対して年間50万円の給付型の奨学金制度を創設していきたいとありました。現在検討されている具体的な案をお知らせください。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） それでは、お答えをさせていただきます。

所信表明で申し上げました基本政策の3つ目、教育、文化の充実にあります佐呂間高校から4年制大学への進学者に対しまして年間50万円の給付型奨学金の支給の制度を創設するについてでありますけれども、まず私が驚きましたのは令和元年度の佐呂間中学校卒業生36名のうち佐呂間高校へ進学したのが12名、率にして33%しか地元の高校へ進学しなかったという実態でありました。過去の佐呂間高校進学者数につきましては、平成30年度が21名、率にして53.8%、平成29年度が23名、56.1%と直近の実績を大きく下回る人数でありまして、義務教育を終えてさらに高度な教育を受けるべく高等学校教育の環境、同級生の人数が3分の1に少なくなってしまうことなど、さらには次年度以降に及ぼす影響などを勘案しまして大きな危機感を抱いたところであります。高等学校教育は義務教育ではなく、北海道では道立高等学校通学区域規則が定められているものの、学区外就学であったり私立校を含めまして極めて自由度、選択肢が広がる教育環境にあることは十分に理解できますが、佐呂間町内唯一の高等学校である佐呂間高校は、佐呂間町にはなくてはならない地域校であることから、北海道立校ではありますけれども、以前にも増して高校の存続対策に支援をしていかなければならないと考えているところであります。このため、中学生が進学先の高校として佐呂間高校を選択するための佐呂間高校の魅力づくりということについて考えたわけですが、優先すべきは高等学校の学力の向上、自分の夢を実現させるための高等学校教育の環境づくりということで考えまして、佐呂間高校に進学したからこそ大学に進学できたという制度を公約として掲げた次第であります。

佐呂間町では、基幹産業基盤が整備をされまして安定した経営が続いているとはいえ所得格差が広がっている現実もあります。このような中で全国の大学進学率が50%を越えている中で、国の制度としまして低所得世帯への一部に対する大学、これは制度上では高等教育となっておりますが、大学の修学支援制度が今年の4月から始まっているわけですが、これにつきましては保護者世帯の厳しい所得制限や大学における条件など制約が多い内容となっておりますことから、佐呂間高校という小規模な地域校の特色をつくる観点からも年間50万円の給付型奨学金を支給する制度の創設と考えております。具体的にお示しをしております年間50万円の根拠につきましては、国公立大学の1年間の授業料を目安にしております、もちろんこれは私立大学においても準ずるものでありますけれども、4年制大学としていることにつきましては、4年制大学は当然修学年数が長く負担が大きいこと、さらには大学を卒業することによって専門職種の任意資格が得られることや大学卒業を採用条件としている企業もありまして、さらには大学卒業者には就職選択の自由という部分も増えるなど、職業選択の種を大きく広げられるという利点があることであるためであります。大学へ行って勉強して将来の夢を実現したい、佐呂間高校に進学して勉強に励むことによってその夢を実現できるという子供たちに夢と希望を与える政策を佐呂間高校の存続対策と併せて考えるところであります。議員質問の中には現在検討されている具体的な案とありますけれども、私もまだ町長に就任しまして2週間ほどしかたっておりませんので、具体的な検討には至っておりませんが、先週の9月24日に開催されました教育委員会会議の冒頭で教育、文化の充実に関する私の所信を説明をさせていただきました、今後教育委員会のご意見も含めまして制度づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今答弁をいただきました。具体的な案としては、着任されてまだ日が短いということで、これからお考えをしていくのだろうとは思いますが、今の答弁を聞きながら、次の2点目に入ってしまうと思うのですが、町長が大学に入って卒業の任用資格によって専門的なことが学べて自分の夢をかなえられるような企業やそういうところに就職できるということが、若者の夢をかなえてあげたいという思いでおっしゃっているのはよく分かるのですが、基本的には佐呂間高校への入学者を、2点目に入りますが、佐呂間高校への入学者を増やす、佐呂間高校を継続していただくためには生徒数を増やさなくてははいけません。そのためには佐呂間高校への入学者を増やすということで考えると、大学生だけに50万円を4年間給付型の奨学金を補助するのではなく、ホームページを見ましたら令和1年は28名卒業、大学へ行ったのが5名です。また、短大、専門学校へ行ったり各種学校へ行ったりしている子は全部で20名です。高等看護学校が1名で就職が8名というような内訳になっていました。この数字というのは平成30年も平成29年も割合的には大体そんなに変わっておりません。そういうことで考えますと、大学に行く子だけが佐

呂間高校に入ったメリットを受けるということであり、夢を持って子供たちが将来どんな職に就きたいかというのは4年制の大学ではなくても専門学校、また各種学校、看護師になりたい子は看護学校などに行くと思います。割合でいくと佐呂間高校の中で18%ぐらいの子が大学に進学するのだとすると、その子たちだけにしか佐呂間高校に入ったメリットがないと考えると、学力を上げたいという町長の答弁もありましたけれども、私は基本的に佐呂間高校に入ったことよっての、入ったことへの取りあえずのメリットがやはり必要だと思うのです。これは高校を卒業して大学生になった4年間を見ますよということよりも、例えば佐呂間高校に入るときにはほかのまちでもいろいろやっています制服を買ったり部活動への準備、または教科書代、様々なことを補助している近隣の市町村もあります。そういう意味では佐呂間高校に入ると、そういう支援金というのですか、そういうものがどこの夢に向かってどの進学をしようと就職をしようと佐呂間高校に入ればこれだけ支援をしてもらえるとというはっきりしたもののほうが私は佐呂間高校の存続には寄与するのではないかなというふうに思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 1つ目の、初めの質問への答えということで構わ……

（何事か声あり）

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 2点目の存続をさせるための、そのほかの施策としての今の私の意見でありますので、2点目についてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 非常に奥の深い問題といいたいまいしょうか、重要なお話ということで多くの三田議員の意見もいただいたわけでありまして、まず私の今の1つ目の給付型の奨学金のことで前段でお話をさせていただきますと、今回の町長選挙に向けた準備の活動の中で早くからこの給付型奨学金というものも私の考え方として出させていただいたわけで、その以降につきましても非常に町民の方々からこの部分につきましてもたくさんの意見をいただいているというのが実際のところでありまして、私が考えていた4年制という部分につきましても初めの答弁の中で答えさせていただきましたけれども、夢を実現するためには4年制だけではないというようなご意見もたくさんいただいたところでありまして、この部分につきましてももう少し、金額の部分は別としましても、これから教育委員会などいろんなところ等含めまして検討をしていきたいというふうに今考えているところであります。

2つ目の部分へのお答えになりますけれども、さらなるその他の施策という考え方でありまして、在学中の生徒さんに佐呂間高校の魅力を感じてもらえるような施策を考えなければならぬのではないかなと思っております。まず、議員意見としていただきました入学時の必要な費用負担などの部分についての考え方でありまして、私は子供たち自身が夢や希望を持って勉学に励んでいただけるというようなことを中心とした考え方の

中で考えていきたいなというふうに思っておりますけれども、まず現状の部分からお話をさせていただきますと、現状では町が佐呂間高校生に対しての支援策というのは佐呂間高校学校支援対策事業補助金による模擬試験の受験料の補助であったり資格取得試験の検定料の補助、さらには部活動等への遠征費補助ということになっておりますけれども、これも生徒さんの将来に向けて有利となる試験であったり資格取得等に対する助成ということでもありますけれども、さらなる支援ということで考えますと、在学中の学習面であったり、部活動であったり、姉妹校であるパーマ高校への交換留学費用などに対する支援というのが考えられまして、佐呂間高校の魅力ということで高めていくことが考えられるのではないかと考えております。

今申し上げました1つ目の学習面での支援ということになりますと、パソコンであったりタブレット端末を使った自宅でのインターネット個別学習指導に対する助成ということが考えられます。現在の遠隔による学習支援につきましては、大学の受験だけではなく、例えば英語検定試験などにも向けた学習指導など多岐にわたるメニューがつくられておりまして、これは佐呂間高校のほうと連携をした形の中で費用の負担支援等を行うということが可能であると考えております。

2つ目でありまして、少人数の部活動に対する支援ということでありまして、佐呂間高校は現在全校生徒で55名という少人数となっておりますが、限られた部活動を少人数で活動している状況の中で、吹奏楽局におきましては全国大会出場であったり、放送局は全道大会出場ですとか、輝かしい成果を上げている部活動もあります。そして、これらの部活動では地域に公開した形で発表会を開催しまして、町民と一体となった部活動、学校づくりに取り組んでおります。今後は少人数の部活動の質や技術を高めるための指導者の派遣などの支援をするということが考えられますが、これは例えばということでもありますけれども、放送局であればアナウンス業を起業している佐呂間高校の卒業生に臨時的に指導を依頼することが可能ではないかと考えております。指導によってスキルアップをいたしました生徒が中高連携授業で佐呂間中学校に出向いてアナウンス指導を行うことによりまして佐呂間高校の部活動の魅力が中学生に伝達をされまして、佐呂間高校の入学数が増えるということも考えられるのではないかと考えております。

3つ目としましては、佐呂間高校と姉妹校を提携しておりますアラスカ州パーマ高校との交換留学生への派遣費用の助成があります。過去の実績を見ましても、交換留学生としてパーマ市に滞在をしまして英会話の必要性を高く認識をしまして、高校卒業後は英文科の大学に進学した生徒さんもおりますので、夢をつかむ、夢を見つける高等学校教育に支援することは重要なのではないかと考えております。

現在の資料によりますと、佐呂間中学校の卒業予定人数であります。来年3月の令和2年度が42名、令和3年度が38名、令和4年度は39名と今後しばらくの間は30名以上で推移する見込みでありまして、今後におきましては単年度の佐呂間高校への入学数を最低20名の目標にしまして、教育委員会、佐呂間高校、佐呂間中学校と連携を深めながら町

としての支援策として強化をしていきたいというふうに考えているところであります。

私の考えは以上であります。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今その他の施策について伺ったところであります。3点ほどありましたが、この3点については今までも支援をしてきた事業の継続というようなふうに関心を持って聞いていたのですが、基本的には町長が今答弁されたように、1学級20人を割り込んでいくと、それが何年か続くと少しずつ再編の検討に入れられる、また地元の中学校からの進学率ですか、7割程度あればいいという、前はそうだったのですが、今回留辺蘂高校も延長になって私としてはどんどん高校がなくなったりとかするよりは、美幌もそうですが、学級減とかいろんな問題があると本当に大変な、地元で高校がないと大変なことになると思います。もし佐呂間高校がなくなった後に下宿をさせたりとか、通学するのでも閉校してから5年間しか道教委は支援金というか、そういうものを出さないという方向性で今伺っていますので、ぜひとも大学に行くための佐呂間高校という先ほどの話の夢はよく分かりますけれども、やはり人数をどうしても、20人以上を必ずキープできるような、そういう意味では先ほどの3点の今までやってきたことも当然継続していくことは当たり前のことだと思いますが、もうちょっと違う意味で入ったメリットというのですか、佐呂間高校に行くと例えば一律支援金として幾らもらえるとかというふうになると、そのお金をそのときに使わなくても少しずつ佐呂間高校、それが大学のときの入学金の足しになることもあったり、そういう下宿やアパートを借りるための補助的なものになったりするかもしれない、それは親とお子さんの考え方になってくると思いますが、佐呂間高校に入ったという意味で不公平感なく佐呂間高校生全員に何かそういう自由に自分たちが将来のために使えるものを給付していくという考え方は今のところないのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） その他の考えの部分につきましては、まだまだ私の構想といいますか、想定できる範囲内の話ということでお話をさせていただきましたので、具体的な検討などは進めていない部分でありますし、いろんな、佐呂間町以外でも地元の高校の存続対策という部分であれば様々な特色ある支援をしているというような実績も私たちも把握もしておりますし、そんな中で入学時の一時金の支給というようなものもあるのも事実であると思っています。まずは、私はまず2つ目で申し上げた答弁のことを優先的に考えたいと思いますけれども、私だけの考え方ではなく、教育委員会の部分を含めまして、これから最低20名を確保していくということで、これは例えば佐呂間町の公共の交通機関の体系という部分も考えていかなければならないとは思っておりますけれども、佐呂間中学校を卒業した子供が自宅のほうから佐呂間高校でも隣まちの高校でも通えるような状態であれば、もっともっと一時金を支給した形の中で佐呂間町の進学というのを誘因するという形も取れるかもしれませんが、現状の地域性からいくと通学できるのは佐呂間高校しかないというような状況の中で、まずはいかに夢を持って将来を展望してもらい、佐呂間の郷土愛

を持った子供たちを育てたいというのが私の思いでありますけれども、その部分を含めまして、議員の意見を含めた中で今後教育委員会のほうとも協議をしていった中でいろいろと方策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今答弁をいただきました。教育委員会とも相談してとありますが、これは現状中学生の親御さんとか、小学校高学年の親御さんとか、いろんな町民のご意見を町長も聞いていただいて、自分の佐呂間高校に向けた支援についてやっていただき、私も含め佐呂間高校のOB、OGたくさんここにもいらっしゃると思いますので、ぜひとも佐呂間高校の存続だけは何としてでもやり遂げていただきたいなというふうに思っております。

それでは、3点目の核のごみ、高レベル放射性廃棄物についてであります。核のごみと言われる高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定について道内2つの自治体が手を挙げることを検討しており、これから審議をしていくようであります。この2つの自治体は、泊原発の近隣町村で手を挙げているということで、オホーツク海、全然違う方向で住んでいる私たちにとっては現実味、報道はたくさんされていますけれども、現実的にはどうなのだろうなどは思いましたが、実際にそれらの自治体でも高レベル廃棄物などの最終処分場が選定された場合は2つの自治体だけではなくて北海道全体の風評被害みたいなものというのは起こるとは思うのですが、これについては手を挙げるとか挙げないとかではなく、新しく町長になったので、町長のお考えとしてはどういうふうに考えているのかを伺いたいと思います。まず、その根拠ですが、例えば寿都町でしたか、あちらのほうは町民が聞く前に町長が先にどこからリークされたのか、そういうような話が持ち上がってしまったので、いろんな部分でせつかくの町が2つになるとかいろんな問題があると思うので、町長の今の率直な考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） 私にとりまして町長初となる一般質問の締め質問ということになりますけれども、非常に深刻かつ重大な問題に対する答弁ということでありまして、改めてこの経過を含めまして身の引き締まる思いでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、経過でありますけれども、経済産業省では原子力発電所の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場候補地の選定を進めるため、平成29年7月に地域の地下環境等の科学的特性を全国地図の形で科学的特性マップとして提示をしまして、全国において火山、火成活動や断層活動などが少なく、海岸からの陸上輸送が容易な海岸地域である全国90余りの市町村を処分場の候補地の最適地としまして、道内におきましても本町を含む86の市町村がこの最適地として公表されたところであります。御存じのように、高レベル放射性廃棄物は原子力発電所の使用済み燃料から再利用できるウランやプルトニウムを回収した後に残る放射性レベルの高い液状の廃棄物でありまして、これを溶かしたガラスと混ぜ合わせ、固体化をしまして、青森県六ヶ所村の貯蔵施設で30

年から50年間冷却させた後、平成12年に制定されました特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律によりまして地下300メートル以上の深い安定した地層に埋め捨て処分することとされております。この埋め捨てする最終処分地の選定でありますけれども、3つの段階で候補地を絞り込んでいくことになりまして、第1段階の文献調査としまして概要調査地区の選定、第2段階の概要調査としまして精密調査地区の選定、第3段階の精密調査として最終処分施設建設地の選定と、最終的な候補地の選定には約20年の期間を要すると言われておりますけれども、道内では後志管内の寿都町と神恵内村がこの第1段階に当たる文献調査の応募を表明しまして、現在住民や議会との協議を行って協議が進められているところであります。昨今この2つの町村の意思表明をめぐりまして、地元はもとより近隣の市町村をはじめ道内におきまして様々な方面で物議が醸し出されているところでありますけれども、北海道におきましては平成12年10月に制定されました特定放射性廃棄物に関する条例の中で特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受入れ難いとの宣言がされておまして、鈴木知事も都道府県としまして意見表明がおける第2段階の概要調査に入る際は反対の意向を表明したと述べられております。

議員ご質問の核ごみに対する町長の考えということでお答えをさせていただきますが、私の思いといたしましても、現世代の私たちはこの先の世代が共有する美しく限りある環境を将来の人たちに安全に引き継ぐ責任がある中で、核のごみを町内に持ち込むことにつきましては安易に受け入れるべきではないと考えております。佐呂間町長としまして文献調査に応募するような考えは全く持っていないと断言をしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 町長の答弁で佐呂間町の安心、安全を聞いたところであります。私も佐呂間町の安心、安全は絶対的なテーマでありますので、答弁をいただいてよかったです。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 三田議員の一般質問を終わります。

以上で通告のありました質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 認定第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第3、認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託となっておりますが、委員長から審査報告書が提出されておりますので、朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 委員会審査報告書。

認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定について。

(朗読により記載省略)

○議長（吉野正剛君） 本案について委員長の報告を求めます。

3番。

○3番（船木 司君） それでは、私のほうから。認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり、9月23日の本会議において決算審査特別委員会が設置され、9月24日、本会議休会中に当委員会を開催し、町理事者並びに担当職員の説明を求め、慎重に決算審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

令和元年度の財政状況につきましては、財政健全化判断比率及び資金不足比率の数値からも、第4期佐呂間町総合計画を基本とし、継続して取り組んできた行財政改革の効果が発揮され、健全な状況となっております。また、各種財政指数においても、前年度と比べ財政力指数、起債制限比率、実質公債費比率、実質収支比率等、僅かな増減はありますが、財政の硬直化の判断となる経常収支比率は、ふるさと納税の増加が2.6ポイント改善されております。

令和元年度の決算の概要であります。一般会計の歳入決算額は48億7,996万7,000円、歳出決算額は46億9,431万8,000円、歳入歳出差引額1億8,564万9,000円となりました。本町の財政は、地方交付税及び町債などに大きく依存しておりますが、このうち歳入の48.2%を占める地方交付税については、前年度より1,656万3,000円の増加となっております。歳出については、高齢者福祉住宅の完了などにより減となったことから、前年度より6,443万8,000円の減少となっております。

次に、簡易水道特別会計外6つの特別会計の歳入決算額は23億2,499万3,000円、歳出決算額は22億6,971万円、歳入歳出差引額5,528万3,000円となっております。決算審査の過程では、図書館の利用状況について、新規就農対策の状況、学校給食の地場産品の利用について、基金運用状況などに対して質疑、答弁があったところであります。

令和元年度の財政運営状況については、国レベルにおいては雇用、所得環境に改善が見られ、好循環の兆しとも言われておりますが、国、地方の財務残高の膨大化や一般会計歳出増額の2割以上も国債費が占めるなど、厳しい状況にあります。さらには昨年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックにより景気は急速に悪化し、感染者が発生していない市町村においても厳しい状況にあります。このような中、本町の自主的、主体的なまちづくりを展開していくために、限られた財源の中で最大の事務事業効果が発揮できるよう、国、道の補助制度の積極的な活用と交付税措置が見込まれる有利な起債による財源確保など、健全な財政運営を進めるべく努めております。なお、徴収対策については、収入未済額が減少してきており、徴収対策に努力が感じられます。しかし、未収額はまだ多額であり、今後においても住民に負担の不公平を与え、納税などの納入意欲の低下を招くことのないように、適切な徴収事務の執行により、滞納額の減少に一層の努力を求めらるるもので

あります。また、時効完成などによる不納欠損については、負担公平の原則からも慎重かつ適正に処理が行われるよう留意を要するものと思われまます。

一方、歳出では、地方交付税は微増となりましたが、国、道補助金などの財源確保に努めながら、人件費の抑制、指定管理者制度の導入、施設維持費や内部管理費の見直しを継続し経費の削減を図るとともに、第一次産業の基盤整備、地域インフラ整備、教育関連施設の整備など多様な事業を実施しています。こうした中、一般会計の基金総額については、14億円の債権保有額を含めて52億8,237万6,000円となっており、昨年より4,459万円の増でありました。

以上が一般会計及び特別会計における審査内容であります。人口減少の克服と地方創生が叫ばれている中、本町も含め地方自治体を取り巻く環境は、財政面、医療福祉面などにおいてますます地域格差が拡大し、依然として厳しい状況の中、今後の財政運営は町民生活の安全、安心の向上や活力ある地域づくりに向けた財政需要等に適切に対応するため、的確に町民ニーズを把握し、コスト意識を持ち、安定した財政基盤を確立するために、限られた財源、人員の中で選択と集中の視点に立ち、事務事業の費用対効果の十分な検証や執行方法の点検を行うとともに、国、道などの助成制度の活用によるバランスを重視し、将来世代に過度の負担を残すことのないような行財政運営に努めることを望むものであります。

以上、所見を申し上げ、当委員会に付託されました令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定につきましては審査の結果認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（吉野正剛君） 全員起立です。

したがって、認定第1号 令和元年度佐呂間町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（吉野正剛君） 日程第4、議案第5号 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、議案第5号をご説明いたします。

議案第5号 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由をご説明いたします。本町の防災行政無線につきましては、現在の移動系防災行政無線のデジタル化と自然災害時において全ての住民に対する確かな情報伝達を行うため、来年3月までの工期をもって現在整備を進めているところであります。本無線業務の円滑な運営を図るため、今般供用開始前に本施設の設置及び管理に関し必要な事項を整備させていただくものであります。

まず、第1条の条例制定の目的であります。ただいま申しましたとおり、本町における災害、その他緊急時における情報の正確かつ迅速な伝達及び町の広報活動の円滑化を図り、町民生活の安全と福祉向上に資するため、本町防災行政無線施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条の名称及び位置であります。まず本町の防災無線の親局は佐呂間町役場内に設置をいたします。次に、町内全域での通信を可能とするため、知来と若里の町内2か所に中継局を設置するものでありまして、知来中継局が知来1043番地、若里中継局が若里863番地の1で、いずれも本町のテレビ受信施設であります。知来中継局及び佐呂間中継局と同一の場所に設置をいたします。次に、屋外拡声子局であります。津波災害の可能性がサロマ湖沿岸の3地域に設けるものでありまして、浜佐呂間拡声子局が浜佐呂間858番地の53、富武土拡声子局が富武土788番地、これは佐呂間漁業協同組合と協定を結び、組合事務所建物の屋上に設置をいたします。若里拡声子局が若里991番地の1、いずれも漁港及び漁業集落に向け放送を行うため設置を行うものです。次に、戸別受信機であります。町長が指定する場所として第5条において規定をいたします。次に、移動局であります。車載用20台、携帯用10台の移動無線機でありまして、町長が必要と認めた場所として除雪車両への設置など、これまでのアナログ無線機同様の活用をし、運営してまいりたいと考えております。

次に、第3条の放送区域であります。防災無線で放送を行う区域は佐呂間町全域といたします。

第4条の業務であります。防災無線を使用して行う業務は、第1号として地震、風水害及び気象予警報の伝達並びに避難指示等災害情報に関する事、第2号として行政事務の円滑な遂行のための行政広報に関する事、第3号として官公署、公共的団体等、この公共的団体等は農協、漁協、商工会等の団体を指しますが、この公示事項や広報事務に関する事、第4号として地域住民の生命、財産の保護に関する事、この4点としまし

て、第5号としてその他町長が特に必要と認める事項として加えております。

次に、第5条第1項として、先ほどの第2条の規定によりまず戸別受信機の設置場所及び設置数についてであります。まず町の区域内に住所を有する住民の世帯主の住宅に各1台としまして、基本的には全世帯に1台ずつの受信機を配置することといたします。次に、常時一定の就業者がいる民間事業所の事務所に各1台として町内の事業所にも1台配付を考慮しておりますが、いろいろな事業所の形態がある中で少数の事業所まで全部に配付するのは難しいということで、これについては現在常時3人以上が就業している事務所ということで別に規則で定め、対応をしてみたいと考えております。第3号として国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設に各1台、第4号としてその他町長が必要と認めた場所に各1台として、第1号から第3号以外に必要な場所がある場合は、この第4号により対応をしてみたいと考えております。次の第2項では設置する戸別受信機は無償で貸付けすることといたしますが、次の第3項において、そのほか第1項第1号及び第2号で配付する個人住宅や事業所の附帯施設、例えば個人住宅であれば離れなどの別棟の住宅や、事業所であれば事務所以外の作業所等を想定いたしますけれども、このような個人世帯や町内の事業所等において追加で設置を希望する場合は、実費相当額をご負担いただき、設置できるものといたします。第4項で、この戸別受信機の設置は、町長への申請によることといたします。

次に、第6条の費用負担であります。第1項で戸別受信機の設置に要する費用及び通常修理に係る費用は町の負担といたしますが、電気料金及び乾電池の交換に要する費用、これは、この受信機はふだんはコンセントに差しいただき電源を供給いたしますけれども、停電時においては内蔵されている電池からの供給に切り替わるようになっておりまして、電池がなくなったときの交換費用を指します。それから、使用者の都合による移設に要する経費、またその他使用者に責があると認められる費用については、戸別受信機の貸付けを受けた者、使用者の負担といたします。第2項で、先ほどの第5条第3項で実費負担により設置できるとする戸別受信機の費用でありまして、戸別受信機の実費、電波の受信状況の悪いところに設置するダイポールアンテナ等の実費及びこれらの取付工事に要する実費については設置を希望した方の負担といたします。

次に、第7条の防災無線の管理であります。戸別受信機は全世帯への配付となりますし、配付後は転入出等頻繁な移動が想定されますことから、受信機の管理は別に定める戸別受信機等台帳を作成し、行ってみたいと考えております。

次に、第8条、町の責務といたしまして、町は定期的または随時の点検を行い、非常災害時における無線通信の円滑な運営に努めることを規定しております。

次に、第9条、使用者の遵守事項といたしまして、戸別受信機の使用に当たり5つの事項を掲げております。1点目として、常に善良な管理意識をもって使用すること、2点目、異常を発見したときは直ちに町長に届け出ること、3点目、目的以外に使用しないこと、4点目、無断で譲渡、転貸しないこと、5点目、町長の指定する業者等以外に解体、修理をさせ

ないことというふうにしております。

次に、第10条として転出する場合等における戸別受信機等の返納に関し規定をしております。

次に、第11条として第10条の規定による返納を怠った場合や故意、重大な過失により受信機を毀損、亡失した場合における使用者の損害賠償について規定をしております。

次に、第12条として条例施行に関する任意規定を設け、詳細事項については町長が規則で定めることとしております。

附則としまして、この条例の施行月日は公布の日としております。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 佐呂間町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

昼食のために午後1時、13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第6号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、議案第6号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 議案第6号をご説明いたします。

議案第6号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

別紙、新旧対照表の説明は省略し、提出しております資料番号3、佐呂間町税条例の改正の要旨によりご説明いたします。まず、改正の根拠であります、令和2年度の税制改正大綱に基づく地方税制の改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえて、全てのひとり親家庭の子供に対する公平な税制を実現するために個人住民税における未婚のひとり親に対する制度上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化など、納税環境の整備を行うとするものであり、これにより地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、佐呂間町税条例においても一部を改正するものであります。その中で所有者不明土地等に係る課税措置など改正法等の施行期日が令和2年4月1日に係るものについては3月31日付で専決処分させていただき、第2回臨時会にてご承認をいただいているところであります。それ以外の法の施行期日が本年10月1日以降に係る改正について今般ご提案させていただくものであります。

本改正条例であります、町たばこ税、延滞金の割合の特例に関する規定において段階的な改正があることから、2条立てによる改正となります。

それでは、条例の主な改正内容をご説明いたします。改正箇所については新旧対照表と照らし合わせながらご確認いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、第1条の改正であります、最初に町民税の改正になりますが、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに係る改正であり、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための措置で、(1)、条例第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第1項の改正、(2)、条例第34条の2、所得控除の改正であります。子を有するひとり親については、法律婚の有無や性別にかかわらず、同一の要件により同額の控除を受けられることとなり、控除の適用について子を有する寡婦（寡夫）、新たに控除対象となる未婚のひとり親をそれぞれ区別する必要がなくなったことから、ひとり親を定義し、それぞれの規定において寡婦等をひとり親を対象とすることに改正するとともに、法改正に伴う適用条項の項ずれを整理するものです。(3)、条例第36条の2、町民税の申告、第1項の改正であります、地方税法改正に伴う適用条項の項ずれを整理するものです。

次に、町たばこ税に係る改正であります、重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ1本当たり1グラム未満について、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう本数課税へ

見直すための改正であり、関係事業者に与える影響に配慮する観点から、激変緩和を図るため、本改正条例第1条及び改正条例第2条において段階的に改正を行うものです。(1)、たばこ税の課税標準、条例第94条第2項の改正につきましては、本改正条例第1条において本年10月1日より1年間は0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算することとするただし書を追加し、本改正条例第2条において令和3年10月1日より1グラム未満の葉巻たばこを1本の紙巻きたばこに段階的に換算する改正となり、本改正条例第94条第4項の改正については同条第2項のただし書の追加に伴う規定の整理となります。

次のページになります。その他に係る改正であります(1)、条例附則第3条の2、延滞金の割合等の特例、第1項及び第2項の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴い用語を整理するとともに、納期限延長の適用を受けた法人町民税等の延滞金の割合を市中金利の実勢を踏まえ引き下げるもので、租税特別措置法に規定する平均貸付割合に加算する率を1%から0.5%に改正し、用語の整理を行うものです。(2)、条例附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例、第1項の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴い用語を整理するものです。次に、(3)、条例附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第1項及び(4)、条例附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第3項の改正であります(1)、租税特別措置法の改正により、個人が低未利用土地等の一定の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例規定、特別控除が創設されたことによるその適用条項を追加、整理するものです。

次に、第2条による改正であります(1)、まず賦課徴収に係るものとして(1)、条例第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の改正であります(2)、地方税法の改正に伴う適用条項の項ずれを整理するものです。(2)、条例第20条、年当たりの割合の基礎となる日数の改正であります(3)、後ほど説明いたします第52条の改正に伴い、その適用条項を整理するものです。

次に、町民税に係るものとして、(1)、条例第23条、町民税の納税義務者等、第3項の改正であります(2)、地方税法改正に伴う字句の整理及び後ほど説明いたします第48条の改正に伴い、適用条項を整理するものです。(2)から(5)の改正であります(1)、国税において企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度からグループを構成する各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されることに伴う法人住民税に係る規定の改正となります。(2)、第31条、均等割の税率、第2項の改正につきましては地方税法の改正に伴う適用条項の項ずれを整理するもので、同条第3項の改正につきましては連結納税の廃止に伴い規定を整理するものです。(3)、第48条、法人の町民税の申告納付の改正につきましては、地方税法の改正に伴う適用条項の項ずれを整理するとともに、改正前第9項については、グループ通算制度個別申告方式への移行に伴い、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とする改正により個別帰属法人税額が削除されたことに伴い項を削除

するものです。また、この9項の削除に伴い、改正前10項以降を1項ずつ繰り上げるとともに、この項ずれに伴う適用条項を整理するものです。(4)、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第2項から第4項の改正につきましては、地方税法の改正に伴う適用条項の項ずれを整理するとともに、連結納税制度の廃止に伴い関係条文を整理するものです。(5)、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金第4項から第6項の削除につきましては、連結納税制度の廃止に伴い関係条項を削除するものです。

次に、第94条、たばこ税の課税標準、第2項の改正につきましては、先ほど第1条で説明したとおり、重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ1本当たり1グラム未満について紙巻きたばこと同等の税負担となるよう本数課税へ見直すための改正であり、激変緩和を図るため、本改正条例第1条に続き、第2条において段階的に改正を行うものです。

次に、その他、(1)、附則第3条の2第2項の改正であります。先ほど説明いたしました第52条第4項から第6項の削除に伴い、適用条項を整理するものです。

以上が改正の内容であります。

新旧対照表の最後の1つ前のページの附則を御覧ください。附則第1条で本条例の施行期日を令和2年10月1日とするものですが、第1号で第1条中の条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定及び本附則第2条、延滞金に関する経過措置及び第3条、町民税に関する経過措置の規定は令和3年1月1日、第2号で第2条中の条例第94条第2項のただし書の改正規定及び附則第6条、町たばこ税に関する経過措置の規定は令和3年10月1日、第3号で第2号に掲げる改正規定を除く第2条及び附則第4条の規定は令和4年4月1日をそれぞれ施行期日とするものです。また、延滞金に関する経過措置を附則第2条で、個人町民税に関する経過措置を附則第3条で、法人町民税に係る経過措置を附則第4条で、町たばこ税に関する経過措置を附則第5条及び第6条で規定するものです。

以上が佐呂間町税条例の一部を改正する条例の提案理由と改正の要旨であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号ないし日程第8 議案第9号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第7、議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第8、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、議案第7号から議案第9号までは関連がございますので、一括してご提案させていただきます。

まず、議案第7号からご説明いたします。議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

（朗読部分記載省略）

続きまして、議案第8号をご説明いたします。議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

（朗読部分記載省略）

続きまして、議案第9号をご説明いたします。議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

（朗読部分記載省略）

提案理由をご説明いたします。今回の3つの組合理約の変更につきましては、加入団体の解散、脱退に伴います組合理約の変更でありまして、規約の変更にあたりましては地方自治法第286条第1項の規定によりまして組合関係団体の協議が必要となりますことから、このたび同法第290条の規定に基づきまして北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の3組合より構成する団体に対しまして議会の議決を求められておりますことから、ご提案をするものであります。

変更内容につきましては、3組合理約共通のものとしたしましては、令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が、令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散したことに伴います脱退、また北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約におきましては令和元年7月31日付をもって札幌広域圏組合が解散したことに伴う脱退により、それぞれの規約から削除を行うため、北海道市町村職員退職手当組合理約、北海道市町村総合事務組合理約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表の変更につきまして議決をいただくものであります。

附則といたしまして、北海道市町村職員退職手当組合理約及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約につきましては地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の

許可の日から、また北海道市町村総合事務組合規約の変更については同法の規定による北海道知事の許可の日から施行することとなります。

なお、議案関係説明資料、資料番号4で北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表を、資料番号5で北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表を、資料番号6で北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表を提出しておりますので、後ほどご照覧願います。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第6号から議案第8号までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第10号 第5期佐呂間町総合計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 議案第10号をご説明いたします。

議案第10号 第5期佐呂間町総合計画の策定について。

（朗読部分記載省略）

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（武田温友君） ただいま企画財政課長より第5期佐呂間町総合計画の提案をさせていただきましたが、この経緯と概要につきまして私のほうから若干ご説明を申し上げたいと思います。

本町では、これまで地方自治法に基づきまして昭和56年に第1期の佐呂間町総合計画を策定以降、現在の第4期まで、いずれも計画期間を10年とする長期総合計画を順次策定し、4期40年にわたりその基本構想と施策の大綱に基づく町政の執行、推進に対する取組を図ってまいりました。これは町議会をはじめ各関係機関や町民各位の深いご理解とご協力があつたからこそであり、深く感謝を申し上げる次第であります。

総合計画の策定に当たりましては、平成23年の地方自治法の改正により、これまでの地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務規定が削除され、自治体独自の判断によるとされたところでありますが、これから人口減少、少子高齢の進行がますます本格化する中、町政における基本的な方向と将来目標を定め、必要な施策と事業を明確にするとともに、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための基本的指針を示すため、本年度計画期間が終了する第4期佐呂間町総合計画に続き、第5期佐呂間町総合計画を策定するものであります。この第5期佐呂間町総合計画につきましては、平成30年3月に町総合計画策定条例及び審議会規則を制定しまして、町内各団体からの推薦と一般公募からの選考を行い、平成30年10月に町長より28名の方々を総合計画策定審議会委員として委嘱し、第5期佐呂間町総合計画の策定を諮問したところでございます。

審議会の部会構成であります。審議会は、まちづくり部会、産業振興部会、社会福祉部会及び教育文化部会の4部会に編成され、またこの各部会の調整を図るため、審議会会長、副会長、各部会の正副部会長で構成する基本構想調整部会が設置され、審議委員の皆様には多忙にもかかわらず、視察を含め、4部会においてはそれぞれ10回から11回、調整部会においては4回、全体審議会については3回開催し、積極的に計画策定に取り組んでい

いただきました。この足かけ3年にわたる慎重かつ精力的な審議の結果、町民の意向を十分に反映させた総合計画が策定され、去る7月17日に策定審議会、高橋会長より最終答申をいただいたもので、本定例会に第5期佐呂間町総合計画としてご提案させていただくものでございます。

総合計画は、町民福祉の向上を基本理念とし、地域を活性化していく主役は住民であり、自助、共助、公助による協働と環境を重視した全ての人に優しいまちづくりを目標に掲げ、経済情勢などの動向に配慮するとともに、町財政の健全化を継続しながら、公正、公平を主として町政運営に努め、この総合計画の効果的な推進を図るため、町民皆様の協力を得ながら推進してまいり所存であります。

ご提案させていただきました総合計画の内容につきましては、これから企画財政課長に説明をさせます。よろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げ、私の説明に代えさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） それでは、私のほうから内容について説明をさせていただきますが、別冊の朗読は省略させていただき、概要と要点の説明とさせていただきます。

別冊を御覧いただきたいと思っております。最初に、基本構想でございます。本総合計画の総合タイトルは、表紙にありますとおり「自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創る、生涯の郷、サロマ」となっております。この総合タイトルにつきましては、佐呂間町の将来目標を実現していくための各分野にわたる施策の大本となる4つの大項目ごとに示した基本計画や実施計画への直接的な指針となる大綱を踏まえた大本となる大綱となります。この総合タイトルは、大項目ごとに示した4つの大綱が生かされるよう、町民が豊かな湖と大地の恵みに感謝し、人と人が支え、一生住み続けたいふるさとづくりを目指すことを意図しております。

3ページをお開きください。第1、総論でございますが、ここでは総合計画策定の考え方といたしまして、(1)、策定の趣旨、(2)、計画の性格につきまして記載のとおり載せてございます。

次のページになります。(3)、計画の構成と期間につきましては、本計画の基本構想と基本計画は10年間となります。また、実施計画につきましては、基本計画の中で小項目ごとに整理された主要施策に基づき、その主要施策を具現化していくために現時点で実施が必要と考えられる事業を載せており、その実効性を高めるために前期、後期とそれぞれ5か年に分け策定をすることをうたっております。

(4)、計画の推進と資金の確保につきましては、記載のとおりでございます。

次のページです。総論的事項として、(1)、地域づくりを取り巻く社会の変化、6ページの(2)、国、北海道、その他計画との整合性、7ページの(3)、地域づくりの今後の課題など、本町の現状、動向を踏まえ、それぞれの課題を整理しています。

次のページになります。第2、将来目標でございますが、(1)、佐呂間町発展の方向性で

は、町の歴史を踏まえた中で先人の開拓精神を受け継ぎ、個性豊かなまちづくりを進めるために住民自ら行動し、協働と環境を重視した全ての人に優しいまちづくりを目指すとしております。

次の(2)、想定人口でございますが、この人口の指標につきましては、この総合計画の源であり、他の指標や計画内容を検討する上での基礎となるものでありまして、本計画における将来の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に推計し、公表したコーホート要因法による日本の地域別将来推計人口の数値を用いております。また、第5期総合計画におきましては、子育て環境整備、定住対策、担い手対策、奨学金制度、社会福祉制度など、各種施策の実施による人口増加の目標値を設けたところです。

次のページです。第3、施策の大綱でございますが、この大綱は、先ほども説明いたしましたが、佐呂間町の将来目標を実現していくための各分野にわたる施策の大本となる要旨であり、基本計画や実施計画への直接的な指針となるもので、まちづくり、産業振興、社会福祉、教育文化の4つの大項目ごとに大綱を示し、その中に22の基本目標を示しており、この4つの大綱を踏まえた大本となる大綱として、初めに総合タイトルを載せてございます。

次のページです。第4、他計画との関連として、(1)、市町村地域福祉計画であります。町地域福祉計画を本計画の中で定める旨を記述し、第4期同様に地域福祉計画を兼ねることとしております。

基本構想については以上でございます。

次に、基本計画になります。5ページから14ページに施策の体系を示しています。まず、大項目、まちづくり、安全安心で豊かなまちをめざしてについては、5ページから8ページになりますが、町民参加のまちづくりをはじめとして中項目が7項目、その中項目に基づく小項目が町民憲章及び町歌、町花、町木、町技以下全25項目、それぞれの小項目ごとに主要施策を記載しており、最初の町民憲章及び町歌の普及啓発以下全96の主要施策となっています。

同じように、9ページ、10ページに大項目、産業振興、自然とともに持続可能な循環型の産業をめざしてについてを載せており、農業をはじめとして5つの中項目、その中項目に基づく小項目が農地の有効利用以下全17項目、それぞれの小項目ごとに全56の主要施策となっています。

次の11ページ、12ページに、大項目、社会福祉、絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざしてについてを載せており、地域福祉をはじめとして7つの中項目、その中項目に基づく小項目が地域福祉活動以下全21項目、それぞれの小項目ごとに全45の主要施策となっています。

次の13ページ、14ページに、大項目、教育文化、心を豊かにする学びをめざしてについてを載せており、学校をはじめとして4つの中項目、その中項目に基づく小項目が小中学校以下全14項目、それぞれの小項目ごとに全55の主要施策となっています。

以上、第5期計画は、大項目が4項目、中項目が23項目、小項目が77項目の構成で、全252の主要施策という内容になっています。

15ページ以降が大項目ごとの基本計画の具体的な内容となります。大項目ごとに大綱、基本目標、中項目ごとに施策の展開方針、小項目ごとに現状、課題、主要施策の順にまとめられています。15ページから34ページにまちづくり、35ページから47ページに産業振興、48ページから62ページに社会福祉、63ページから73ページに教育文化を載せてございます。

基本計画の説明は以上でございます。

次に、実施計画になります。この実施計画につきましては、基本計画の中で小項目ごとに整理された主要施策に基づき、その主要施策を具現化していくために現時点で実施が必要と考えられる事業について、今後10年間で取り組むハード、ソフト事業として行政内部で年度ごとに事業量と事業費を整理し、それらを積み上げた上で計画として整理したものです。今後策定を進める過疎計画、辺地計画とも整合性を図りながら進めていくこととなりますが、基本構想、基本計画のご提案と併せてお示しさせていただくものです。実施計画につきましては、その実効性を高めるため、実施計画の計画期間を前期、後期5か年間に分け策定しています。後期分については、前期計画の進捗状況を考慮した中で改めて検討する必要があるということで、当初は大枠での事業把握にとどめる計画になると考えております。

1ページをお開き願います。前期計画の年度別の財源内訳の表となっております。下段にソフト事業とハード事業を分けて掲載しており、上段の表はソフト事業及びハード事業を合計した表となっています。

次のページです。前期計画の大項目ごとの事業費のソフト、ハード別の内訳となります。

3ページ以降に小項目の主要施策ごとの事業を載せてございますので、後期計画と併せて後ほどご照覧いただきたいと思います。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 第5期佐呂間町総合計画の策定については、第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第11号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 議案第11号をご説明いたします。

議案第11号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

（朗読部分記載省略）

佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画変更に係る説明は以上であります。この変更につきましては既に北海道との事前協議を終えており、今定例会において議決をいただきました後、国に対し変更計画書を提出するものであります。

なお、今回の変更計画に伴う参考資料といたしまして、その他議案関係資料7、過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）で事業名、事業内容、事業主体、右側の変更後の事業費欄に令和2年度の事業費としてそれぞれアンダーラインを付しておりますので、後ほどご照覧願います。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第11、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 議案第1号をご説明いたします。

議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第2表、地方債補正からご説明いたします。起債の方法、利率、償還の方法は説明を省略させていただきます。第2表、地方債補正。起債の目的、臨時財政対策債、限度額、補正前8,000万円、補正後9,823万3,000円、臨時財政対策債です。

次のページの総括、事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページから説明いたします。3歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額44万8,000円、その他議会の運営に要する経費44万8,000円、筆耕翻訳料でありまして、会議録調製業務の発注量増に伴い増額補正するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額32万1,000円、電算システム運用に要する経費32万1,000円、手数料22万5,000円、行政システム機器等購入費9万6,000円。

6目基金管理費、補正額50万円、基金積立金50万円、災害復興基金積立金でありまして、寄附金を寄附者の意向に基づき災害復興基金に積み立てるものです。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額11万円、戸籍住民登録事務に要する経費11万円、手数料です。

次のページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額622万5,000円、障がい者総合支援に要する経費4万1,000円、認定調査委託料です。その他社会福祉に要する経費618万4,000円、地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金でありまして、グループホームはな佐呂間の建物の経年劣化に伴う大規模改修事業に対する補助金であり、国の交付金事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の採択の内示を受けたことにより、国交付金と同額を補正計上するものです。本件につきましては、予算関係資料1を提出しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2万2,000円、へき地保育所の運営に要する経費2万2,000円、国庫負担金等返還金です。

2目児童福祉施設費、補正額10万3,000円、児童館に要する経費10万3,000円、備品等購入費です。

5目常設保育所費、補正額241万8,000円、佐呂間保育所の運営に要する経費241万8,000円、代替人夫報酬でありまして、職員の退職等により代替保育士の雇用日数が増したため、予算不足が生じることから、代替人夫報酬を補正計上するものです。

次のページです。4款衛生費、1項保健衛生費、3目感染症予防費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、補正額58万3,000円、観光施設の管理運営に要する経費58万3,000円、原材料等でありまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、物産館みのににおける観光バスの運転手、ガイドの専用休憩スペースの確保のために、物置の一部を間仕切るために必要なスチールパネル等原材料を購入すべく補正計上するものです。

8 款消防費、1 項消防費、1 目消防費、補正額 5 9 万 6, 0 0 0 円、遠軽地区広域組合に要する経費 5 9 万 6, 0 0 0 円、遠軽地区広域組合負担金でありまして、新型コロナウイルス感染症対策用感染症患者搬送装置、アイソレーターの購入経費に係る佐呂間町負担分を補正計上するものです。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額 1 1 8 万 4, 0 0 0 円、小学校の管理に要する経費 1 1 8 万 4, 0 0 0 円、修繕料 1 1 3 万 3, 0 0 0 円、佐呂間小学校体育館北側外壁の上部幕板部分が劣化により剥離し、落下の危険もあることから、降雪期を迎える前に早期に修理を行うべく、その修理経費について補正計上するものです。次のページです。手数料 3 万 1, 0 0 0 円、サーバー使用料 2 万円。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額 1 万 8, 0 0 0 円、中学校の管理に要する経費 1 万 8, 0 0 0 円、手数料 1 万 1, 0 0 0 円、サーバー使用料 7, 0 0 0 円。

6 項学校給食費、1 目学校給食費、補正額 1 2 3 万 8, 0 0 0 円、学校給食センター運営に要する経費 1 2 3 万 8, 0 0 0 円、修繕料 1 1 5 万 8, 0 0 0 円、備品等購入費 8 万円、修繕料につきましては、学校給食センター厨房内の水銀灯が経年により点灯しなくなったことから、LEDへの交換修理を行うため、また検食用冷凍庫が故障したことから、その取替え修理のための経費を補正計上するものです。

1 1 款諸支出金、1 項特別会計繰出金、4 目佐呂間町介護保険特別会計繰出金、補正額 5 1 0 万 4, 0 0 0 円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金 5 1 0 万 4, 0 0 0 円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金です。

次のページです。

1 2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額 5 4 万 5, 0 0 0 円の減。

戻りまして、歳入の 4 ページからご説明いたします。2、歳入、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額 6 1 8 万 4, 0 0 0 円、地域介護・福祉空間等施設整備交付金でありまして、歳出の民生費で説明いたしましたグループホームはな佐呂間に対する地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金に対する交付金となります。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、4 目衛生費寄附金、補正額 2 0 万円、感染症予防事業寄附金でありまして、遠軽地方看板塗装組合より新型コロナウイルス対策支援のため寄附があり、感染症予防事業寄附金として採納するものです。

6 目災害復興費寄附金、補正額 5 0 万円、災害復興費寄附金でありまして、幸町、橋本英夫様より防災備蓄品の一部として寄附があったもので、災害復興費寄附金として採納し、災害復興基金へ全額積み立てるものです。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 1, 7 0 0 万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、余剰となる一般財源について減額補正するものです。

2 1 款町債、1 項町債、7 目臨時財政対策債、補正額 1, 8 2 3 万 3, 0 0 0 円、臨時財政対策債でありまして、本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したため、補正計上するものです。

歳出の後ろにあります地方債の現在高の見込みに関する調書補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。最初に、歳出について款ごとの区分により質疑を行います。

まず、議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、諸支出金の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、予備費の質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○7番（佐藤昭男君） 今回農林水産業費では補正は組んではないけれども、8月に発生した牛サルモネラ感染症について、消毒などをして経費はかかっているのだろうけれども、その後の以後のことについてよければ説明していただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 農務課長。

○農務課長（中村直樹君） サルモネラ症の件に関しましては、9月1日の全員協議会にお

いて前川根町長より報告させていただいているところでありますが、その後の経過についてご説明をさせていただきます。

前回報告でも申し上げましたが、サルモネラ症が発生した場合、2週間ごとの全頭検査、それと施設の環境検査を行い、2回続けて全てが陰性にならないければ正常化となりません。今回発生した2件につきましては、9月8日に2回目の検査を行いました。2件とも数頭の牛と施設数か所からサルモネラ菌が検出されております。さらに、9月23日に3回目の検査を行い、1件は牛1頭と施設の1か所からサルモネラ菌が検出され、残る1件は全ての牛、施設とも陰性となっております。次回検査は10月5日を予定しております。サルモネラ菌が検出されなかった農家については次回も全て陰性であれば正常化となります。今回も陽性となった1件については、早くも正常化にはさらに4週間要することになります。これまでの発症例でも正常化までに長期を要した例もありまして、施設の消毒を継続するほかありません。費用の件なのですけれども、正常化までの費用につきましては、自衛防疫組合で互助会というのがあります。互助会に加入、不加入の有無によりますけれども、搾乳農家につきましては全戸が互助会に加入しております。ですから、検査費、消毒費等資材費は自衛防疫組合が互助会計で負担し、診察費、治療費については農家負担となっております。これまでも一部を自衛防疫組合で助成をしているところです。互助会計でも限度がありますので、互助会計で賄えなくなった場合は一般会計から流用し、不足分については農協と町補助にて対応したいと考えております。町補助につきましては、農業振興条例の施行規則の中に佐呂間町自衛防疫組合の活動に対しての助成を行うと定められておまして、平常時はワクチンの手数料で運営が賄われておりますので、町からの補助はしておりません。また、これまで発症したサルモネラ症については、自衛防疫組合の互助会計で支援ができていますことから、補助はしておりませんが、今回2件が同時に発生し、その対策及び治療費についても多額となっていることから、正常化した段階で補正予算等により対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） これで質疑を終わります。

次に、歳入一括して質疑を行います。国庫支出金から町債までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長(吉野正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第2号

○議長(吉野正剛君) 日程第12、議案第2号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(鶴田俊洋君) 議案第2号を説明いたします。

議案第2号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第1号)。

(朗読部分記載省略)

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明いたします。歳出、2款下水道費、2項漁業集落排水費、1目施設整備費、補正額140万4,000円、漁業集落排水事業に要する経費140万4,000円、漁業集落環境整備事業工事でありまして、富士土地区の漁業集落排水施設については、平成16年度に供用開始され、維持管理を行っているところでございますが、今回旧共和団地内の敷地に佐呂間漁業協同組合から職員住宅1棟4戸を建設するため排水設備接続について問合せがあり、現地調査を行ったところ、公共ますは設置されておらず、公共ますは排水施設管理者と個人の排水設備との接点に設置され、排水施設管理者である町に設置義務があり、地域住民の生活排水環境の向上を目的とし、下水道接続するための公共ます1基を新たに設置するため、このたび増額補正するものであります。なお、議案関係説明資料の予算関係資料番号2で説明資料を提出しておりますので、後ほどご照覧いただきたいと思います。

戻りまして、歳入の4ページでございます。歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額140万4,000円、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和2年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号

○議長(吉野正剛君) 日程第13、議案第3号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(斎藤 博君) 議案第3号をご説明いたします。

議案第3号 令和2年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

(朗読部分記載省略)

次のページからの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページからご説明いたします。

今回の補正につきましては、令和元年度国庫負担金等の額が決定したことによる返還金であります。

歳出、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、財源変更です。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、財源変更です。

3目任意事業費、財源変更です。

5款諸支出金、1項返還金、2目国庫支出金等返還金、補正額183万3,000円、国庫支出金等返還金183万3,000円、国庫支出金等返還金です。

戻っていただきまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金、補正額5万6,000円、保険者機能強化推進交付金です。

5目介護保険保険者努力支援交付金、補正額89万円、介護保険保険者努力支援交付金です。介護保険保険者努力支援交付金につきましては、当初予算計上しておりませんでした。

本町が実施している事業が交付金の対象となることから、今回補正するものです。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 2 1 8 万 1, 0 0 0 円、介護給付費交付金過年度分です。

2 目地域支援事業支援交付金、補正額 1 2 万 7, 0 0 0 円、地域支援事業支援交付金過年度分です。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 3 6 8 万 3, 0 0 0 円、介護給付費負担金過年度分です。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額 5 2 2 万 8, 0 0 0 円の減、介護給付費繰入金です。

2 目地域支援事業繰入金、補正額 3, 0 0 0 円、地域支援事業繰入金です。

次のページです。3 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額 1 2 万 1, 0 0 0 円、低所得者保険料軽減繰入金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号 令和 2 年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 4 号

○議長（吉野正剛君） 日程第 1 4、議案第 4 号 令和 2 年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（渡部りよ子君） それでは、議案第 4 号をご説明いたします。

議案第 4 号 令和 2 年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と総括、事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明させていただきます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額8万3,000円、後期高齢者医療一般事務に要する経費8万3,000円、北海道自治体情報システム協議会負担金です。令和2年度税制改正に対応するウェブタウン、後期高齢者システムに係る後期高齢者医療制度見直し等システム改修に要する北海道自治体情報システム協議会負担金の補正計上です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,000円、前年度繰越金です。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額8万2,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金です。先ほど歳入でご説明いたしました後期高齢者システム改修に要する北海道自治体情報システム協議会負担金分が国の令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業として国庫補助の対象となり、交付を受けるための補正計上であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和2年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 諮問第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、諮問第1号をご説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

(朗読部分記載省略)

提案理由をご説明いたします。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条に基づき、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱することとされておりますが、同条第3項において市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者を市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。本町を職務区域とする人権擁護委員は現在3名ですが、そのうち本年12月31日をもって任期満了となります。櫻井智恵子氏ご本人より任期をもって退任したいとの意向がありましたので、その後任者といたしまして本町西富にお住まいの池田弥奈氏を推薦させていただきたくご提案するものであります。

新任候補者として推薦を行う池田弥奈氏につきましては、議案説明資料の最後に参考資料1として履歴を添付しておりますが、平成3年に佐呂間高等学校卒業後、佐呂間町農業協同組合に就職し、平成8年3月に退職されております。その後お子様たちの子育てが一段落ついた平成30年4月から佐呂間町主任児童委員、佐呂間町立保育所苦情処理解決に係わる第三者委員会委員及び佐呂間町情報公開・個人情報保護審査会委員としてご活躍されており、人格、識見高く、人権擁護委員として適任であることから、要請をいたしましたところ、快諾をいただきましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるため諮問するものであります。

なお、任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時21分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はないようでありますので、これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件に対する意見といたしましては、適任であると答申したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見は適任と答申することに決定をいたしました。

◎日程第16 議案第12号

○議長(吉野正剛君) 日程第16、議案第12号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(玉井伸一君) 議案書は、追加議案の最初になります。議案第12号をご説明いたします。

議案第12号 損害賠償の額の決定について。

(朗読部分記載省略)

提案理由をご説明いたします。本年5月29日、本町簡易水道施設空気弁筐マンホールの管理不備から人身事故が起き、損害賠償が発生いたしました。過日示談内容が確定しましたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額の決定について議会の議決をいただきたく、ご提案するものであります。

事故の状況といたしましては、5月29日午後4時30分頃、本町仁倉74番地の11地先、道道留辺薬浜佐呂間線沿いにおいて、NTT電柱立替え工事のため道道を通行する車両の誘導業務に当たっていた、従業員〃氏がその場所での作業を終え、次の現場に移動するため、道道歩道部に停車しておりました車両に乗り込もうとした際、歩道に隣接し、埋まっていた本町簡易水道施設空気弁筐のマンホール、内径300ミリ、深さ70センチの縦に埋まったコンクリート管であります。これに左足を落下させ、裂傷したものでありまして、直ちに北見赤十字病院を受診したところ、負傷部を約20針縫合し、職場復帰まで3週間を要するとの診断を受けたものであります。

本来この空気弁筐のマンホールには安全上蓋をしており、人が落下するようなことはありませんが、除雪か何らかの原因で蓋が紛失し、開口状態となっているところにさらに草が生い茂り、マンホールの穴に気づかず事故が生じたものであります。翌日負傷者の所属する会社から報告を受け、直ちに担当者により現場の安全措置を施すとともに、町の管理責任として私と建設課参事で所属会社に出向き、謝罪をさせていただいたところであります。負傷者は、業務中に起きた事故ということで労働者災害補償保険、通称労災保険であります。この保険の適用を受け、病院を受診し、治療を終えておりました。療養中の間、会社からは給料が一切支給されないため、労災保険のほうから休業期間中の22日間に相当する分の休業補償を受けておりますが、労災保険からは給料額の6割の給付としかならないため、負

傷者からは佐呂間町の施設の管理責任を問われ、労災保険で給付されない残る4割の分の補償を町に求められたところであります。これによりまして、本件は町有施設により生じた事故でありますことから、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の適用について受託保険会社と協議をしておりましたところ、このたび負傷者が希望する労災保険で給付とならない分の全額が保険金として給付されることが決定しましたので、この金額6万1,160円を損害賠償の額として負傷者と示談を交わし、倍賞させていただきたく、ご提案させていただくものであります。

なお、この損害賠償額につきましては、保険会社から負傷者個人の口座に直接振り込まれますことから、予算措置は生じないこととなります。

負傷者は既に完治し、後遺症も生じておらず、大事には至りませんでした。今回の事故により損害賠償が発生しましたことをおわびいたしますとともに、今後とも町有施設の管理を徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（吉野正剛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたしたいと思っております。

散会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員